

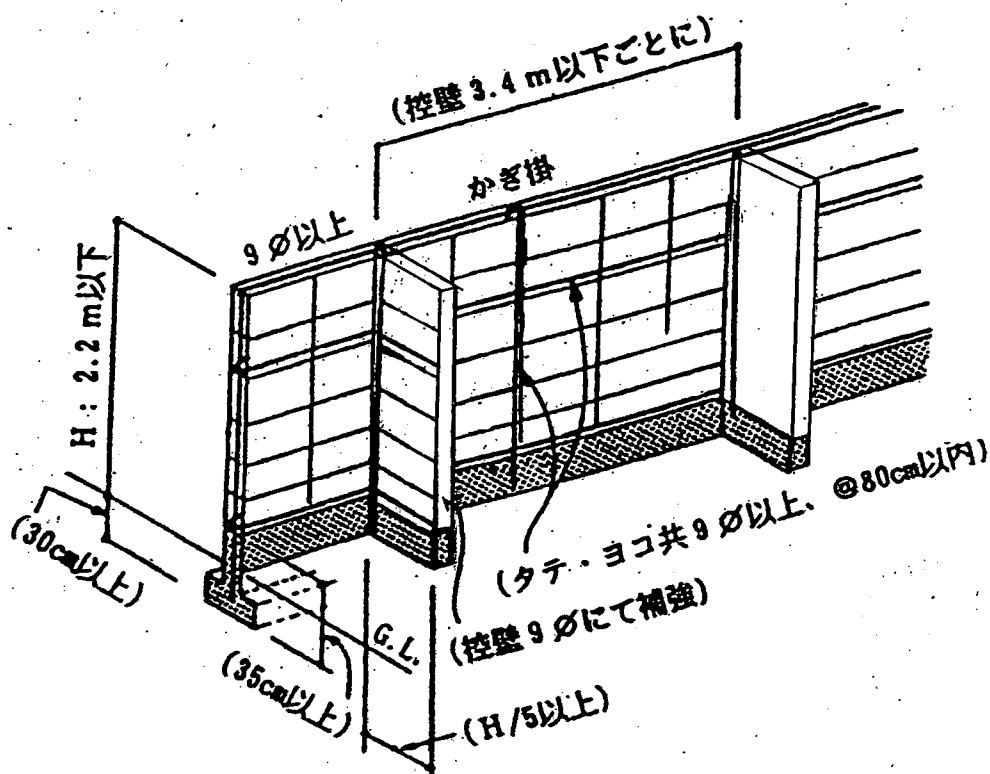
ブロック塀等を建築される方へ

福島市

ブロック塀を建築する場合、以下のような基準に基づき施工してください。

1 補強コンクリートブロック塀の構造（建築基準法施行令第62条の8関係）

- (1) 高さは、2.2m以下とすること。
- (2) 壁の厚さは、15cm（高さ2m以下のものは、10cm）以上とすること。
- (3) 壁頂と基礎には横に、壁の端部と隅角部には縦に、それぞれ径9mm以上の鉄筋を配置すること。
- (4) 壁内には、径9mm以上の鉄筋を縦横に、80cm以下の間隔で配置すること。
- (5) 長さ3.4m以下ごとに、径9mm以上の鉄筋を配置した控壁で基礎の部分において、壁面からの高さの1/5以上突出したものを設けること。（高さが1.2m以下のものは不要）
- (6) (3) 及び (4) の鉄筋の末端は、かぎ状に折り曲げて、縦筋は壁頂及び基礎の横筋に、横筋はこれらの縦筋にそれぞれかぎ掛けして、定着すること。ただし、縦筋をその径の40倍以上基礎に定着させる場合にあっては、縦筋の末端は、基礎の横筋にかぎ掛けしないことができる。
- (7) 基礎の丈は35cm以上とし、根入れの深さは30cm以上とすること。（高さが1.2m以下のものは不要）



2 石造等の組積造塀の構造（建築基準法施行令第61条関係）

- (1) 高さは1.2m以下とすること。
- (2) 各部分の壁の厚さはその部分から壁頂までの垂直距離 $1/10$ 以上とすること。
- (3) 長さ4m以下ごとに、壁面からその部分における壁の厚さの1.5倍以上突出した擁壁（木造のものは除く）を設けること。（ただし、その部分における壁の厚さが（2）でいう壁の厚さの1.5倍以上ある場合は不要）
- (4) 基礎の根入れ深さは20cm以上とすること。

